

配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等（令和5年度分）

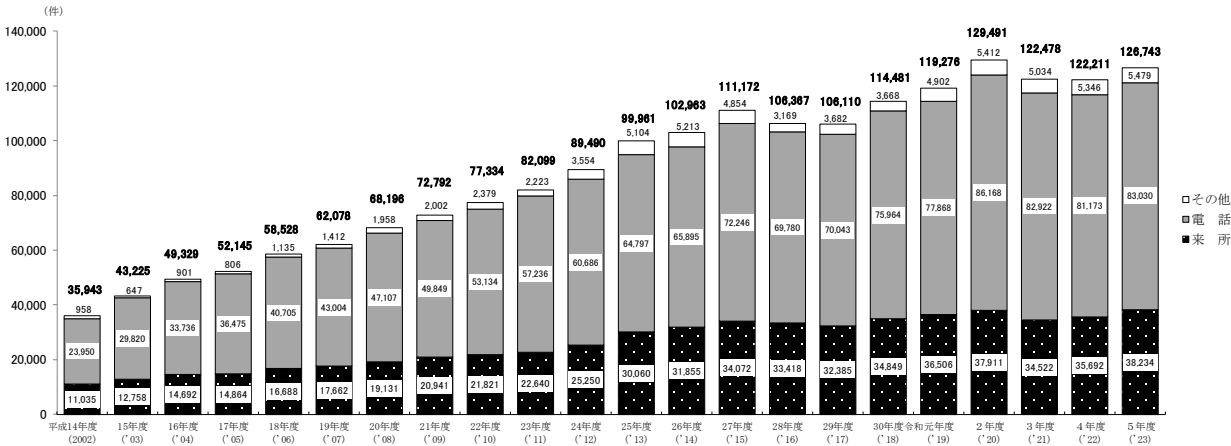
この調査結果は、内閣府男女共同参画局において、各都道府県から報告を受けた令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の全国313か所の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等を令和6年12月時点でとりまとめ、集計した結果である。

1 配偶者からの暴力（DV）に関する相談件数等

（1）配偶者暴力相談支援センターにおける相談の種類別相談件数等

	実 人 員				相 談 件 数											
	総 数	性別			総 数	性別			総 数	加害者との関係						
		女	男	その他		配偶者				離婚済	生活の本拠を共にする（した）					
						届出あり	届出なし	届出有無不明			交際相手	元交際相手				
総 数	74,135	71,331	2,741	63	126,743	123,274	3,340	129	126,743	100,245	2,753	1,621	17,696	3,216	1,212	
来 所	22,975	22,511	460	4	38,234	37,622	609	3	38,234	28,539	927	379	7,344	695	350	
電 話	48,384	46,105	2,225	54	83,030	80,287	2,625	118	83,030	67,654	1,557	1,185	9,588	2,305	741	
その他	2,776	2,715	56	5	5,479	5,365	106	8	5,479	4,052	269	57	764	216	121	

＜図 相談件数の年次推移＞



＜参考 DV相談プラス（※）に寄せられた相談件数（令和5年4月～令和6年3月）＞

※「DV相談プラス」は、令和2年4月に、内閣府が開設した相談窓口

総数	44,972
電話相談	25,384
SNS相談	12,279
メール相談	7,309

（2）施設の種類の別相談件数

	施設数	総 数	相談の種類			総 数	性別		
			来 所	電 話	その他		女	男	その他
総 数	313	126,743	38,234	83,030	5,479	126,743	123,274	3,340	129
男女共同参画センター・女性センター	50	33,801	8,645	23,731	1,425	33,801	32,281	1,487	33
婦人相談所（注）	50	32,254	6,820	24,504	930	32,254	31,557	693	4
福祉事務所	106	24,604	10,577	12,650	1,377	24,604	24,218	339	47
児童相談所	11	2,613	848	1,679	86	2,613	2,571	41	1
保健所	8	622	198	400	24	622	604	18	0
その他	88	32,849	11,146	20,066	1,637	32,849	32,043	762	44

(3) 都道府県別相談件数

	施設数	総 数	相談の種類			総 数				1センター当たり 相談件数
			来 所	電 話	その他		女	男	その他	
全 国	313	126,743	38,234	83,030	5,479	126,743	123,274	3,340	129	404.9
北海道	21	2,960	997	1,902	61	2,960	2,830	119	11	141.0
青 森	10	1,563	468	994	101	1,563	1,547	16	0	156.3
岩 手	12	2,266	1,066	1,015	185	2,266	2,248	18	0	188.8
宮 城	3	1,999	821	1,124	54	1,999	1,971	20	8	666.3
秋 田	6	740	374	345	21	740	736	4	0	123.3
山 形	5	529	203	287	39	529	526	3	0	105.8
福 島	9	1,930	799	1,058	73	1,930	1,879	51	0	214.4
茨 城	3	1,527	330	1,140	57	1,527	1,495	32	0	509.0
栃 木	5	3,223	801	2,310	112	3,223	3,198	25	0	644.6
群 馬	8	1,749	659	1,016	74	1,749	1,706	26	17	218.6
埼 玉	24	8,176	3,083	5,019	74	8,176	7,970	164	42	340.7
千 葉	20	9,411	2,904	6,380	127	9,411	9,287	116	8	470.6
東 京	22	22,727	7,350	14,077	1,300	22,727	22,123	604	0	1,033.0
神奈川	5	6,120	198	5,750	172	6,120	5,498	619	3	1,224.0
新 潟	3	3,453	568	2,532	353	3,453	3,367	85	1	1,151.0
富 山	2	1,710	442	1,165	103	1,710	1,705	5	0	855.0
石 川	2	1,520	547	971	2	1,520	1,501	19	0	760.0
福 井	8	678	213	442	23	678	649	29	0	84.8
山 梨	2	1,309	312	997	0	1,309	1,303	6	0	654.5
長 野	3	583	140	309	134	583	577	6	0	194.3
岐 阜	9	1,208	331	853	24	1,208	1,191	17	0	134.2
静 岡	4	2,271	820	1,318	133	2,271	2,224	47	0	567.8
愛 知	2	1,593	384	1,155	54	1,593	1,523	69	1	796.5
三 重	1	398	110	277	11	398	388	10	0	398.0
滋 賀	3	1,337	354	977	6	1,337	1,312	25	0	445.7
京 都	5	5,945	1,303	4,194	448	5,945	5,823	122	0	1,189.0
大 阪	15	8,409	2,421	5,691	297	8,409	8,091	286	32	560.6
兵 庫	18	9,417	2,650	6,287	480	9,417	9,231	183	3	523.2
奈 良	2	845	255	581	9	845	821	24	0	422.5
和歌山	1	472	139	326	7	472	459	13	0	472.0
鳥 取	3	246	101	130	15	246	240	6	0	82.0
島 根	2	905	318	489	98	905	884	21	0	452.5
岡 山	5	1,761	452	1,287	22	1,761	1,699	61	1	352.2
広 島	6	1,743	522	1,116	105	1,743	1,700	43	0	290.5
山 口	2	498	134	364	0	498	480	18	0	249.0
徳 島	5	1,385	526	834	25	1,385	1,381	4	0	277.0
香 川	1	808	197	558	53	808	795	13	0	808.0
愛 媛	3	707	417	285	5	707	690	17	0	235.7
高 知	1	771	359	265	147	771	733	38	0	771.0
福 岡	12	2,133	371	1,708	54	2,133	1,944	189	0	177.8
佐 賀	2	686	238	447	1	686	686	0	0	343.0
長 崎	4	1,419	625	760	34	1,419	1,389	30	0	354.8
熊 本	4	2,520	1,022	1,375	123	2,520	2,474	44	2	630.0
大 分	3	786	226	492	68	786	784	2	0	262.0
宮 崎	1	289	73	212	4	289	288	1	0	289.0
鹿児島	19	2,092	1,024	995	73	2,092	2,013	79	0	110.1
沖 縄	7	1,926	587	1,221	118	1,926	1,915	11	0	275.1

2 法第14条第2項に基づき裁判所から書面提出を求められた件数

総 数	584
-----	-----

3 法第14条第3項に基づき裁判所から更なる説明を求められた件数

総 数	13
-----	----

(参考)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）（抄）

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

4 法第6条による通報を受けた件数

総 数	4,419
-----	-------

(参考)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）（抄）

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

5 日本語が十分に話せない被害者からの相談件数

「1 相談件数等」の相談件数のうち、日本語が十分に話せない被害者について、国籍にかかわらず被害者が主に話す言語で集計した。

	総 数				総 数	言語別										
	性別			英語		スペイン語	タイ語	タガログ語	韓国語	中国語	ロシア語	ポルトガル語	ベトナム語	その他	不明	
	女	男	その他													
総 数	2,138	2,115	23	0	2,138	206	66	145	568	97	455	31	139	85	303	43
来 所	837	833	4	0	837	79	19	41	264	21	136	21	57	39	154	6
電 話	1,064	1,046	18	0	1,064	100	46	93	223	75	309	10	45	31	99	33
その他	237	236	1	0	237	27	1	11	81	1	10	0	37	15	50	4

6 障害者である被害者からの相談件数

「1 相談件数等」の相談件数のうち、被害者が障害者であることが把握できたものについて集計した。

	総 数	性別			総 数	知的障害	精神障害	身 体 障 害						その他の障害
		女	男	その他				小 計	視覚障害	聴覚・平衡機能の障害	音声・言語・その他機能の障害	肢体不自由	その他の身体障害	
総 数	14,119	13,882	226	11	14,396	1,057	12,307	929	132	133	9	416	239	103
来 所	3,463	3,422	41	0	3,508	342	2,807	337	37	90	5	136	69	22
電 話	9,965	9,771	183	11	10,182	621	8,965	535	88	25	4	261	157	61
その他	691	689	2	0	706	94	535	57	7	18	0	19	13	20

7 同居している未成年の子どもの有無及び状況

「1 相談件数等」の実人員のうち、同居している未成年の子ども（18歳未満）の有無及び状況について集計した。なお、本調査で「面前DV」は、子どもが直接的にDVを目撃している場合に限る。

	総 数				無	不明
		有	虐待あり	面前DV のみ		
総 数	74,135	38,289	25,625	14,108	21,255	14,591

8 交際相手からの暴力に関する相談件数

「1 相談件数等」に計上されない交際相手からの暴力に関する相談の件数を集計した。

また、「通報」は「4 法第6条による通報を受けた件数」に計上されない交際相手からの暴力に関する被害者の親族等、被害者以外の者からの通報件数を集計した。

	総 数				通 報
	女	男	その他		
総 数	3,190	3,061	109	20	210

9 ストーカー行為等に関する相談件数

「ストーカー行為等に関する相談件数」を集計した。

うち、「1 相談件数等」及び「8 交際相手からの暴力に関する相談の件数」にも該当する場合は重複計上とした。

	総 数			
	女	男	その他	
総 数	1,140	1,109	31	0

(参考)

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年5月24日法律第81号）（抄）

（国、地方公共団体、関係事業者等の支援）

第九条 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他適切な施設による支援、民間の施設における滞在についての支援及び公的賃貸住宅への入居についての配慮に努めなければならない。

10 緊急時における安全の確保を行った件数

配偶者暴力相談支援センターが実施した「緊急時における安全の確保」のうち、施設への入所やホテル等への宿泊を伴う件数について集計した。なお、婦人相談所^(注)及びその委託先が実施した一時保護は含まない。

(1) 日数別緊急時における安全の確保を行った件数

	総 数					
		1 日～3 日	4 日～6 日	1 週間以上	2 週間以上	不明
総 数	555	193	68	45	204	45

(2) 施設別緊急時における安全の確保を行った件数

	総 数				
		自らの施設	ホテル等	民間団体等	その他
総 数	555	68	85	272	130

(参考)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）（抄）

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

(注)

本資料での施設の名称、法令の内容については、令和5年度時点の内容に基づき記載している。